平成２６年（フ）第４０号
青森県上北郡野辺地町字坊ノ塚１番地75
債務者　鈴木　秀章
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４１号
青森市東造道２丁目３番７号
債務者　川口　武正
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
熊本市南区野田３丁目11番２―505号　市営住宅１Ｃ―２―505
債務者　三浦　美紀
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８０号
長崎県東彼杵郡川棚町百津郷364番地276
債務者　太田　浩行
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
愛知県常滑市多屋町５丁目２番地　パンテール203号
債務者　平野　邦明
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１３号
愛知県海部郡蟹江町富吉４丁目113番地　第２富吉住宅502号
債務者　野元　栄次
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６６号
栃木県宇都宮市鶴田町1964番地107　シャンブルアットⅠ102号室、前住所栃木県鹿沼市深津849番地
債務者　清水　敬一
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０号
栃木県大田原市大豆田351番地２
債務者　中村　宏之
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月８日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第２５８号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵2259番地
債務者　四元　厚男
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７２号
栃木県真岡市東光寺１丁目８番地１　イーストヒル１棟203号
債務者　青木　　光
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２号
長野県佐久市原533番地５　緑荘８号
債務者　小林　絹子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第９号
熊本県山鹿市山鹿1807番地１
債務者　堤　小夜子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第３号
大阪府枚方市大垣内町３丁目10―８　ワイズ203、住民票上の住所熊本県阿蘇郡高森町大字高森1075番地１
債務者　甲斐貴代美
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２６年（フ）第８号
熊本県八代市鏡町下有佐428番地
債務者　草津　義明
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月12日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１号
京都市下京区七条通油小路東入大黒町221番地
清算株式会社　株式会社大宮
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１６号
静岡県菊川市西方6969番地
清算株式会社　株式会社ルーツファーム
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

再生手続開始

平成２６年（再）第１号
栃木県足利市寺岡町1340番地
再生債務者　有限会社ホテルクリスタル
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月４日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年５月９日から平成26年５月16日まで
宇都宮地方裁判所足利支部